

延滞金・加算金

県税のしおり
令和7年度

税金を納期限までに納めなかったり、申告に不正があった場合には、延滞金や加算金を納めなければなりません。

● 延 滞 金

税金を納期限までに納めない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間の日数に応じて、延滞金为本税に加算されます。

区 分	本 則	令和3年1月1日以後	(参考)延滞金の割合	
			令和3年中	令和4～7年中
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	年 7.3%	延滞金特例基準割合 (※)+1%	2.5%	2.4%
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	年 14.6%	延滞金特例基準割合 (※)+7.3%	8.8%	8.7%

※ 平均貸付割合(国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年9月から前年8月における平均)に1%を加算した割合をいいます。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

【留意事項】

- ・「法人の県民税」「法人の事業税」の確定申告の期限について延長の承認を受けた期間内の延滞金の率は、令和3年1月1日以降の期間は「平均貸付割合+0.5%」となります(令和4～7年中の割合は0.9%)。
- ・令和2年12月31日までは上表とは異なる割合となります。

- ◆ 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨て、又はその税額が2,000 円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ◆ 算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、又はその延滞金額の全額が1,000 円未満であるときは、延滞金はかかりません。

● 加 算 金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税(特別法人事業税・地方法人特別税を含む。)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物埋立税について、次の加算金がかかることがあります。

区 分	内 容	金 額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合	増差税額×10%
	上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い額を超える場合	増差税額×10%+ 超えた金額の5%
不申告加算金	申告書を期限後に提出した場合または申告をしなかった場合	納める税額×15%(※)
	納める税額のうち50万円を超える部分	納める税額×20%(※)
	県の調査による更正決定があることを予知しないで期限後に申告した場合	納める税額×5%
重加算金	二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合	
	申告書を期限内に提出している場合	増差税額×35%(※)
	申告書を期限後に提出した場合または申告していない場合	増差税額×40%(※)

※ 期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

注)令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納める税額などによってさらに加算される場合があります。